

令和4年度  
三種町の住民共助による地域づくり活動事業  
ガイドブック

誰もが安心して住み続けられる地域をつくるため、住民の方々が主体となって実施する「住民共助による地域づくり活動」を町が支援します。  
自治会や関係者、任意団体等で話し合いの上、自分たちが活動する内容を決め、町へ申請してください。

募集期間：令和4年度に限り随時受付をします。



## 1. 目的

人口減少や少子高齢化が進行していることにより、地域で抱える課題が多様化しています。誰もが安心して住み続けられる地域づくりのため、日常生活に関連した課題解決を目的として、住民同士が協力し自主的に取り組む活動を町が支援します。  
活動内容については、団体ごとに提案、申請していただきます。

## 2. 対象団体

- (1) 自治会または自治会を基にした団体
- (2) 町内在住の5人以上の構成員を有し、既存、新設により次のア、イに該当する任意団体（消防団、集落営農組織、NPO法人等の非営利団体等）
  - ア 団体の主たる目的が、政治活動または宗教活動を行うものでないこと
  - イ 規約等を有し、団体の独立した経理を行っていること

## 3. 申請受付

- (1) 受付期間 令和4年度に限り随時受付をします。
- (2) 提出先 企画政策課または琴丘支所・山本支所
- (3) 提出書類 ○交付申請書 ○活動計画書 ○団体調書  
○収支予算書 ○団体の規約・定款等

## 4. 活動期間

令和4年度は、申請の日から～令和5年3月31日  
※令和5年度からは4月1日から翌年3月31日まで

## 5. 対象となる活動（テーマ）

次のAまたはBに該当し、活動の要件をすべて満たすこと

- A 地域の課題解決のため継続的に行われる活動
- B 地域の課題解決のため他の自治会等と連携するなど広域的、継続的に行われる活動

### 《活動の要件》

- (1) 日常生活に関連した地域の課題解決を目的としており、多くの住民の安定した生活につながる活動であること
- (2) 通年で活動する内容であること。単発的なイベント等は、通年で行われる他の活動と組み合わせること可
- (3) 受益者負担や自主財源等の確保により、資金面で継続的な活動であること

## 6. 対象となる活動《参考例》

活動内容は、団体で決めていただきます。

- (1) 生活の困りごと支援等 (対象となる活動A及びB)
  - ア 子どもの見守り支援
  - イ 高齢世帯や独居世帯の声かけ・見守り・安否確認
  - ウ 日常生活の困りごと支援
  - エ サロン等集いの場の開設・継続支援
- (2) 自主防災組織の設立・活動 (対象となる活動A及びB)
  - ア 住民の防災意識の啓発
  - イ 防災訓練による災害時の連携と対応確認
  - ウ 災害時の迅速な安全確保
  - エ 地域の空き家の状況把握と行政との連携
- (3) 集落や地区内の生活環境の整備 (対象となる活動A及びB)
  - ア 高齢世帯や要支援世帯・地区内の除排雪や草刈り

## 7. 対象外の活動

次のいずれかに該当する場合は、対象になりません。

- ア 町の交付金等を活用し、すでに実施されているもの
- イ 趣味的な活動、特定の個人または団体の利益を目的とするもの
- ウ 先進地等の視察、各種会議や講演会等への出席を主たる目的とするもの
- エ 施設の維持管理、物品等の購入または配布を主な目的とするもの
- オ 町外で主たる効果が生じるもの
- カ 公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるもの

## 8. 高齢者世帯等除排雪支援事業（シルバー）との関連について

除雪については、シルバーの対象となる間口除雪に加え、屋根下や道路端、空き家や短期間の住人不在による住宅等を除排雪する場合を対象とします。シルバーの除排雪事業も継続されるため、対象者については団体での確認が必要になります。

## 9. 利用料（受益者負担）について

活動を継続するには、運営経費がかかります。支える側と支えられる側の対等性（お互いさまの関係）を保ち、持続的な活動とするため、利用料（受益者負担）等の設定をご検討ください。金額や種別等については団体ごとに設定をお願いします。

## 10. 助成金について

全ての活動に対して基本額（基本＋世帯加算額）を助成し、活動内容が目的別加算に該当する場合は別途加算します。

### 【基本額】

活動内容	基本	世帯加算額
A 地域の課題解決のため継続的に行われる活動	10,000円	世帯数×250円
B 地域の課題解決のため他の自治会等と連携するなど広域的に行われる活動	12,000円×自治会数	世帯数×250円

### 《基本額の詳細》

- ア 世帯数は当該年度（4月1日）の世帯数とします。
- イ 活動の内容に関わらず、上記の基本額を適用します。
- ウ A、Bともに活動するメンバーの保険加入費用を含みます。
- エ Bの基本部分の自治会数は、連携する自治会または団体数になります。
- オ 対象となる世帯数が適合しない場合は、「活動対象の世帯数」とします。

### 【目的別加算額】

自主防災組織の設立による活動 《用途》防災用品の購入等	初年度単価 世帯数 × 1,000円 以降5年ごと 世帯数 × 500円
除排雪の実施 《用途》除排雪用品の購入等	世帯数 × 1,000円

### 【助成額の計算例】

①自治会で自主防災組織を立ち上げ、除雪も行う場合				
想定：世帯数 100				
基本額	世帯加算額	自主防災組織加算	除排雪加算	合計額
10,000円	+ 25,000円	+ 100,000円	+ 100,000円	= 235,000円
	(100×@250)	(100×@1,000)	(100×@1,000)	

## 11. 交付対象経費

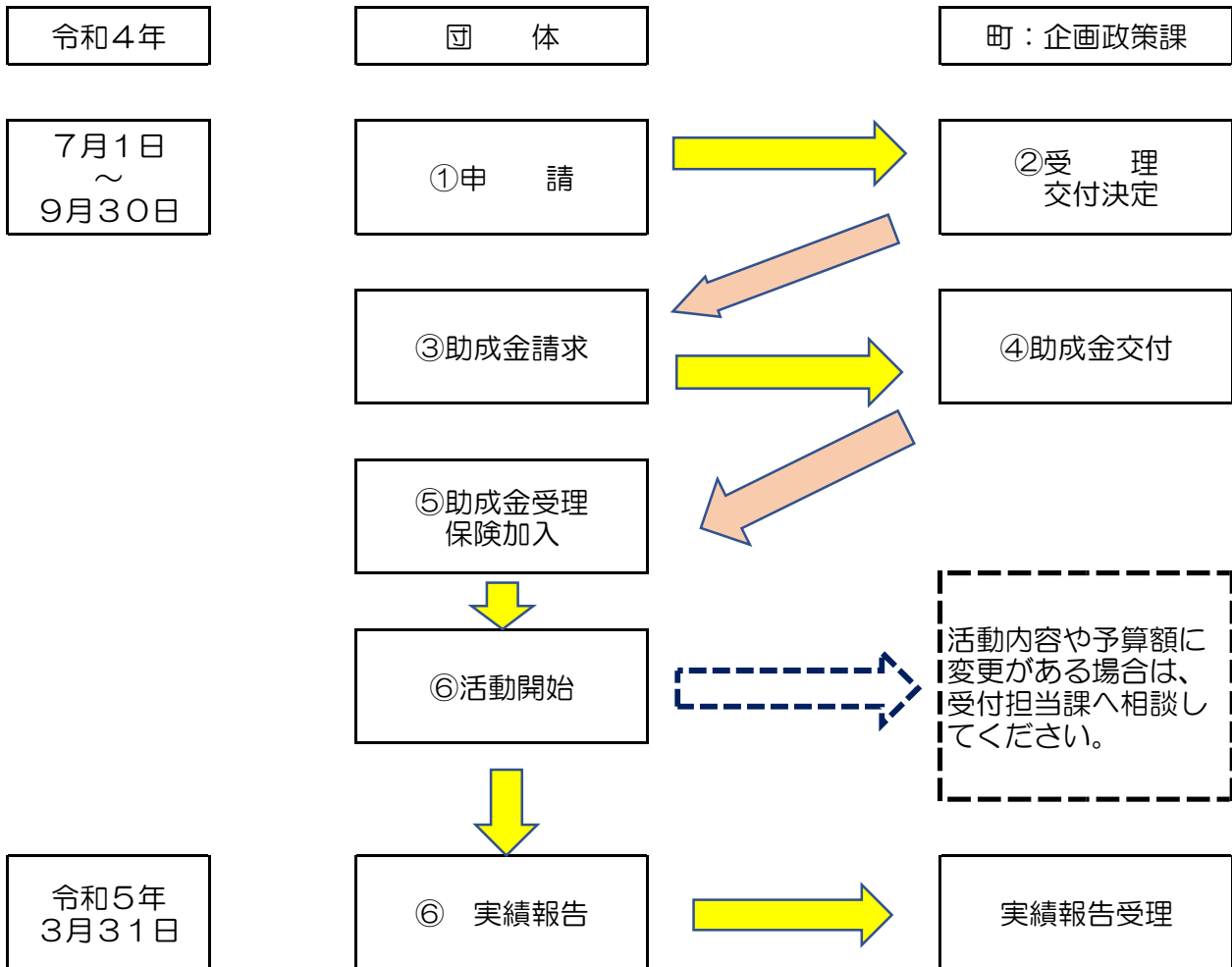
自治会助成金等の活用によりすでに実施されている活動にかかる経費は対象外です。事業の対象となる経費は下記を参照してください。

経費種別	対象経費主なもの	対象外経費主なもの
報償費	・講師謝礼	・団体構成員の人件費、謝礼
旅費	・講師の旅費	・視察研修にかかる旅費
消耗品費	・補助事業用事務用品	・配布を目的とした物品代
食糧費	・活動や講師用のお茶等	・団体構成員の飲食代
印刷製本費	・補助事業用チラシ等の印刷代 ・会議資料コピー代	
燃料費	・機械の燃料代	
使用料・賃借料	・機械等の借り上げ料 ・会場借り上げ料	・事務所用施設の使用料 ・施設の入場料、利用料
保険料	・イベント保険、ボランティア 保険掛金	
備品購入費	・1品1万円以上で補助額の 1/2以内	

## 12. 実績報告

事業終了後は、速やかに実績報告書を提出していただきます。  
目的別加算のある活動について、活動が実施されなかった場合は返還が必要になります。

### 13. 手続きの流れ



参考資料：既存の自治会等への助成制度

【自治会向け】

名 称	自治会助成金	担当課名	企画政策課
概 要	自治会活動助成金により、地域住民の相互理解と融和、良好な地域社会の維持および地域自治の振興を図る。		
助成内容	○活動助成金 世帯数×350円 15,000円未満の場合は15,000円 ○公園等維持管理助成 面積区分により 10,000円～55,000円 ○集会所維持管理助成 一律45,000円 ○連自治会助成 10,000円		
申請時期	5月 申請に必要な書類を自治会長あてに送付		

名 称	三種町集会所等施設整備費補助金	担当課名	企画政策課
概 要	町内の自治会が集会所等の新築、改築、増築、修繕および備品の購入を行う場合に補助金を交付する。		
助成内容	○新築、全部改築および取得 補助率1/2以内、限度額700万円 ○増築、部分改築および修繕 補助率1/2以内、限度額400万円 ※自治会の1世帯あたりの負担額が20,000円を超える場合は、超える額を限度額の範囲内で補助金の額に加算する ○備品購入 補助率1/2以内、限度額75万円		
申請時期	随時 当初予算への反映のため、前年度10月に要望を集約する。その後は要望を受け予算対応する。		

名 称	地区表示看板設置費補助金	担当課名	企画政策課
概 要	地区表示看板を設置しようとする自治会に対し、設置費用の一部を補助する。		
助成内容	○補助率9/10 限度額6万円		
申請時期	随時 当初予算への反映のため、前年度10月に要望を集約する。その後は要望を受け予算対応する。		

【空き家】

名 称	危険な空き家等解体費補助金	担当課名	町民生活課
概 要	空き家実態調査票の危険度の判定が「2」以上で、助言または指導を受けており、個人が所有している空き家を解体する場合に補助金を交付する。		
助成内容	○個人が解体する場合 補助率1/2 上限50万円 ○自治会が解体する場合 対象経費に対し上限額70万円		

申請時期	随時
------	----

【除排雪】

名 称	高齢者世帯等除排雪支援事業	担当課名	福祉課
概 要	自力での除排雪が困難な高齢者等の世帯が、シルバー人材センターへ依頼した除雪の経費を助成する		
助成内容	○作業1時間あたり 1,230円 ○1冬期間1世帯あたり 最大30時間 ※30時間を超過した分は利用者の負担		
申請時期	10月から随時受付、民生委員か社会福祉協議会の意見書が必要		



## 三種町住民共助による地域づくり活動助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、地域の日常生活に関連した課題解決のため、住民同士が協力し自主的に取り組む活動を町が支援することで、安心して暮らすことができる持続可能な地域づくりを目的とした三種町住民共助による地域づくり活動助成金の交付に関し、三種町補助金等交付規則（平成18年三種町規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会又は自治会を基にした団体
- (2) 町内在住の5人以上の構成員を有する任意団体で、次のすべてに該当するものとする。

ア 団体の主たる目的が、政治活動又は宗教活動を行うものでないこと。

イ 規約等を有し、団体の独立した経理を行っていること。

### (助成対象活動)

第3条 助成金の対象となる活動は、地域課題解決のため継続的に行われる活動または地域の課題解決のため、他の団体と連携するなど広域的に行われる活動であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日常生活に関連した地域の課題解決を目的としており、多くの住民の安定した生活につながる活動であること。
- (2) 通年で活動できる内容であること。
- (3) 受益者負担や自主財源等により、資金面で継続的な活動であること。

### (活動実施期間)

第4条 助成対象活動の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### (助成対象経費)

第5条 助成金交付の対象となる経費は、助成対象活動の実施に要する次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（講師謝礼等）
- (2) 旅費（講師旅費等）
- (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費及び燃料費）
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 保険料
- (6) 備品購入費（活動に必要なもので、助成対象経費の2分の1以内とする）
- (7) その他活動に必要な経費

(助成金の交付額)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる活動の種類に応じた額とする。

(1) 地域の課題解決のため継続的に行われる活動

ア 基本額 当該年度の世帯数に250円を乗じて得た額に10,000円を加算した額。

(2) 地域の課題解決のため他の団体と連携するなど広域的に行われる活動

ア 基本額 当該年度の世帯数に250円を乗じて得た額に連携する団体の数に12,000円を乗じた額を加算した額。

(3) 自主防災組織の設立による活動

ア 目的別加算額 前各号に該当する活動で、自主防災組織を設立し活動する場合は、初年度のみ別途当該年度の世帯数に1,000円を乗じた額を加算し、以降5年ごとに当該年度の世帯数に500円を乗じた額を加算する。

(4) 除排雪活動

ア 目的別加算額 本条第1号及び第2号に該当する活動で、除排雪活動を実施する場合は、当該年度の世帯数に1,000円を乗じた額を加算する。

(5) 第2条第2号に該当する団体は本条前各号の当該年度の世帯数を活動対象の世帯数と読み替える。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、住民共助による地域づくり活動助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 活動計画書(様式第2号)又はこれに代わる書類

(2) 収支予算書(様式第3号)又はこれに代わる書類

(3) 規約等

(4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 町長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認められたときは、住民共助による地域づくり活動助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定により交付決定通知書を受けた申請者は、住民共助による地域づくり活動助成金請求書(様式第5号)に必要な事項を記載の上、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求書を受けたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(責務)

第10条 助成金の交付を受けた申請者は、助成金の目的に従い、誠実かつ効果的な運用に努めなければならない。

2 前項の申請者は、事業の実施状況及び収支経理を明確にし、帳簿等を備え付けなければならない。

(申請事項の変更)

第11条 申請者は、事業の内容について、次の各号に掲げる変更をしようとするときは、速やかに町長に三種町住民共助による地域づくり活動助成金変更(中止・変更)承認申請書(様式第6号)を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 活動内容の大幅な変更

(2) 活動の中止又は廃止

(変更の承認)

第12条 町長は、前条の内容を審査し、三種町住民共助による地域づくり活動助成金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 申請者は、事業終了後三種町住民共助による地域づくり活動実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添え速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 活動実績報書(様式第9号)又はこれに代わる書類

(2) 収支決算書(様式第10号)又はこれに代わる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(助成金の返還等)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 活動が実施されなかったとき。

(2) 助成金を目的外に使用したとき。

(3) 不正の事実があったとき。

(その他の事項)

第15条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

三種町住民共助による地域づくり活動助成金交付申請書

年 月 日

三種町長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

年度の三種町住民共助による地域づくり活動助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請額	金		円	
内 訳	基 本	円	自治会	× 円
	世帯加算	円	世帯	× 250円
	自主防災加算	円	世帯	× 円
	除雪加算	円	世帯	× 1,000円

# 活 動 計 画 書

## 【活動の概要】

〔活動の目的〕

--

〔活動内容〕

--

〔実施期間〕

年 月 日 ～ 年 月 日

〔活動予定〕

月 日	活動予定

※記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください。

## 団 体 調 書

団体の名称			
代表者名			
代表者の住所 電話番号等	〒	電 話	
		F A X	
事務担当者氏名			
事務担当者の 住所・ 電話番号等	〒	電 話	
		F A X	
設立年月日			
会員数			
これまでの 活動実績			

### 会員名簿

役職等	氏 名	年 齢	役職等	氏 名	年 齢

※記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください。  
 ※団体の活動がわかる総会資料、規約、パンフレットなどを添付してください。  
 ※会員名簿の年齢は、申請日現在で記入してください。

収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

科目	本年度予算額	備 考
町助成金		
参加者負担金		
自己資金		
合計		

支出の部

単位：円

科目	本年度予算額	うち助成対象経費	備 考
合計			

## 三種町住民共助による地域づくり活動助成金交付決定通知書

指令記号及び番号

年 月 日

団体名

代表者名

三種町長

年 月 日付で申請のあった 年度三種町住民共助による地域づくり活動助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

1 事業に要する補助金の額は、\_\_\_\_\_円とする。

内 訳	基 本	円	自治会	×	円
	世帯加算	円	世帯	×	250円
	自主防災加算	円	世帯	×	円
	除雪加算	円	世帯	×	1,000 円

2 事業の内容を変更（中止・廃止）する場合は、町長の承認を受けなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当したときは、助成金交付決定額の全部又は一部を取り消すことがある。

（1）活動が実施されなかったとき。

（2）助成金を目的外に使用したとき。

（3）不正の事実があったとき。

4 事業が完了したときは速やかに、別に定める様式により実績報告しなければならない。



三種町住民共助による地域づくり活動助成金請求書

年 月 日

三種町長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり請求します。

請求金額                    ¥                    —

助成金内訳	交付決定額	¥                    —
	交付決定日	年    月    日
	指令番号	
振込口座	金融機関	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ 口座番号	

様式第6号（第11条関係）

三種町住民共助による地域づくり活動助成金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

三種町長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

年度三種町住民共助による地域活動助成金について、事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、申請します。

当初交付決定番号		
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）の内容		
助成金交付額	当初交付決定額	変更交付申請額
	円	円

様式第7号（第12条関係）

三種町住民共助による地域づくり活動助成金変更（中止・廃止）承認通知書

指令記号及び番号

年 月 日

団体名

代表者名

三種町長

年 月 日付けで申請のあった 年度三種町住民共助による地域づくり活動助成金変更（中止・廃止）承認申請書について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 当初交付決定番号

2 承認の内容

3 当初交付決定額 円

4 変更後交付決定額 円

様式第8号（第13条関係）

## 三種町住民共助による地域づくり活動助成金実績報告書

年 月 日

三種町長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付で交付決定を受けた  
成金について事業が終了したので、報告します。

年度三種町住民共助による地域づくり活動助

# 活動実績書

事業概要	【事業の取組内容】
	【事業の成果】
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他	事業成果を証明する書類（活動中の写真など）

※記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください。

## 収 支 決 算 書

収入の部

単位：円

科目	予算額	決算額	備 考
町助成金			
参加者負担金			
自己資金			
合計			

支出の部

単位：円

科目	予算額	決算額	うち助成対象経費	備 考
合計				